

基発 0909 第 1 号  
平成 27 年 9 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律  
(中小企業退職金共済法の一部改正関係) の一部施行について

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成 27 年法律第 17 号。以下「整備法」という。)が、第 189 回通常国会において平成 27 年 4 月 24 日に成立し、同年 5 月 7 日に公布され、この整備法による中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)の改正事項の一部(独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)への資産運用委員会の設置)等については、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとされた。

また、この整備法の一部施行に関し、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成 27 年政令第 320 号。以下「整備政令」という。)が本日公布され、平成 27 年 10 月 1 日から施行することとされたところである。

中小企業退職金共済法及び中小企業退職金共済法施行令(昭和 39 年政令第 188 号)の改正の趣旨、内容等については下記のとおりであるので、御了知いただくとともに、中小企業退職金共済制度の普及促進に引き続き一層の御協力をお願いする。

## 記

### 第 1 改正の趣旨

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)において、機構の退職金共済業務に係る業務上の余裕金の運用(以下「資産運用」という。)に関する業務に関し、中小企業退職金共済事業における資産の運用実績を踏まえ、実効性あるリスク管理体制を整備することとされた。

このため、経済又は金融の有識者その他学識経験を有する者から厚生労働大臣が任命する委員により構成される資産運用委員会を機構に設置し、資産運用の重要事項について審議を行うほか、機構の資産運用業務を監視する等の業務を行うこととしたものである。

### 第 2 改正の内容

#### 1. 資産運用委員会の設置、権限及び組織

(1) 機構に、資産運用に関する業務の適正な運営を図るため、資産運用委員会を置

くものとする。 (整備法による改正後の中小企業退職金共済法 (以下「法」という。) 第 69 条の 2 第 1 項関係)

- (2) 資産運用に関する基本方針の作成又は変更は、資産運用委員会の議を経なければならないものとする。 (法第 69 条の 2 第 2 項から第 4 項まで関係)
- (3) 資産運用委員会は、資産運用委員 5 人以内をもって組織するものとする。 (法第 69 条の 3 関係)

## 2. 資産運用委員

- (1) 資産運用委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとする。 (法第 69 条の 4 第 1 項関係)
- (2) 資産運用委員の任期は、2 年とするものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするものとする。 (法第 69 条の 4 第 2 項関係)
- (3) 政府又は地方公共団体の職員 (非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの ※を除く) のほか、次のいずれかに該当する者は、資産運用委員となることができないものとする。 (法第 69 条の 4 第 3 項関係)
  - ① 銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業その他の金融業 (これらに類似し、又は密接に関連する事業を含む。) を行う者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員
  - ② ①に掲げる事業者の団体の役員
- ※ 資産運用委員に任命することができる教育公務員は、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者 (当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。) とするものとする。 (整備政令による改正後の中小企業退職金共済法施行令第 15 条の 2 関係)
- (4) 法第 63 条 (忠実義務)、第 65 条 (秘密保持義務)、第 66 条 (罰則適用上の地位) 並びに独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 21 条第 4 項 (再任) 並びに第 23 条第 1 項及び第 2 項 (解任) の規定は、資産運用委員について準用するものとする。 (法第 69 条の 4 第 4 項関係)